

フジッコグループ サプライヤーガイドライン

	項目	内容	具体的な行動
1-1	安心・安全の確保	品質マネジメントシステムの運用	品質マネジメントシステムを構築し、運用する。
1-2		製品・サービスの安全性の確保	各国の法令や基準を満たす製品・サービスを生産・提供し、自社及び取引先の要求水準をクリアする。
1-3		製品・サービスに関する正確な情報提供	消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。
1-4		製品・サービスの安定供給	不測の事態が発生した際にも、製品・サービスの供給を継続あるいは速やかに再開するために、事業継続計画(BCP)を整備する。
2-1	人権・労働・安全衛生	強制労働・児童労働の禁止	本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働等の強制労働(人身取引を含む)を行わない。また、各国の法定就労年齢未満の児童を雇用しない。
2-2		差別・虐待・ハラスメントの禁止	雇用におけるあらゆる差別、また虐待やハラスメントをはじめとする過酷で非人道的な扱いを行わない。
2-3		適正な労働時間と賃金支払い	各国の法令に従い、従業員の労働時間を適切に管理するとともに、適正な賃金を支払う。
2-4		従業員の団結権	労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。
2-5		職場における健康・安全・衛生の確保	従業員が安全かつ快適に働くことができるよう、職場環境を整え、衛生的な環境を維持する。また全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う。
3-1	地球環境への配慮	環境マネジメントシステムの運用	環境マネジメントシステムを構築・運用し、事業活動による環境へのマイナス影響を最小化するよう努める。
3-2		資源・エネルギー・水の効率的な利用、廃棄物の削減	限りある資源を有効活用するため、省資源・省エネルギー・水使用量の削減・温室効果ガスの排出量削減・廃棄物の削減等の自主目標を設定し、継続的改善に取り組む。
3-3		環境汚染の防止	大気・水・土壌の汚染防止等、環境に関する法令を遵守し、適切に対処する。
3-4		生物多様性の尊重	事業の運営に関して生物多様性に影響を与える可能性がある場合、その影響の範囲を把握し、影響を最小限に抑えるよう改善に努める。
4-1	法令・社会規範の遵守	法令遵守	企業活動を行う国・地域のすべての法令を遵守する。
4-2		贈賄等の腐敗行為の禁止	政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない。
4-3		優越的地位の濫用禁止	優越的地位を濫用することにより、取引先に不利益を与える行為を行わない。
4-4		不適切な利益供与および受領の禁止	ステークホルダーとの関係において、不適切な利益の供与や受領を行わない。
4-5		公正な競争	公正・自由な競争を阻害する行為を行わない。
4-6		知的財産の尊重	第三者の知的財産権を侵害しない。
4-7		情報公開	法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う。
4-8		反社会的勢力の排除	取引関係を含め、反社会的勢力とは一切の関わりを持たない。
4-9		内部通報制度の構築	社内でききた不正や問題を早期発見、早期是正する仕組みを構築する。
5-1	情報セキュリティ	コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御	コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び第三者に被害を与えないように管理する。
5-2		秘密保持・個人情報保護	顧客・第三者・従業員の個人情報や機密情報を適切に管理・保護する。
6-1	社会貢献	社会・地域との共生	国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う。